

虐待・不適切対応事例の実態調査と改善に向けた検討
事例検討を通して -

研究代表者 堀江 まゆみ（白梅学園大学子ども学部発達臨床学科 教授）
研究分担者 内山 登紀夫（大正大学心理社会学部 教授）
研究分担者 野村 政子（東都大学ヒューマンケア学部看護学科 准教授）

【研究要旨】

本研究班では、障害者虐待防止のために効果的な研修プログラム及び研修実施マニュアルパッケージの開発を行うことなどを目的とし、研修プログラムの効果測定と新たな視覚教材・実施方法の開発などを目指している。本分担報告では、社会福祉法人Aが運営する障害者事業所から得られた「虐待事例あるいは不適切事例」を分析し、虐待を未然に防ぐために、また、潜在的な不適切対応を早期に気づき改善するために研修で取り上げるべき事例を分析し今後の課題を検討した。その結果、「手を引っ張る（身体的虐待）」「交換条件を出してやらせる（心理的虐待）」等の明らかな虐待事例に加えて、実践現場では「やるべき適切な対応が不足していた（ネグレクト）」「本人の意思に反した支援を行った（意思決定支援の欠如）」等が虐待を起こさないために改善すべき事例として課題となっていることが明らかになった。

A．研究目的

本研究班では、障害者虐待防止のために効果的な研修プログラム及び研修実施マニュアルパッケージの開発を行うことなどを目的とし、研修プログラムの効果測定と新たな視覚教材・実施方法の開発などを目指した。

社会福祉法人Aが運営する障害者事業所から得られた「虐待事例あるいは不適切事例」を分析し、虐待を未然に防ぐために、また、潜在的な不適切対応を早期に気づき改善するために研修で取り上げるべき事例を分析し今後の課題を検討した。

B．研究方法

我が国で障害福祉サービスを提供する社会福祉法人Aの約80事業所から、障害者虐待研修の資料として抽出した「不適切事例」124事例を対象に分析した。事例の収集に当たっては、各事業所の虐待防止委員会を中心に管理監督職員と職員がグループワークを行うなどして抽出した。事例記入に

あたっては、事業所において普段の業務の中で不適切な支援と考えられる事例を2つについて記載すること、事例の内容としては利用者の特性、支援場面、何が不適切であったか、事業所としては

どう考えるか（困りごと・悩みごとなど）を求めた。

（倫理面への配慮）

研究代表者（堀江まゆみ）の所属する白梅学園大学において、倫理審査委員会に調査研究実施の申請を行い、承認された（2018年11月12日、201820号）。

C．研究結果

1) 障害者虐待の定義と「不適切対応」の関連
虐待の定義は、先行研究においても、および障害者虐待防止法においても、以下の5類型が主だったものである。

身体的虐待（殴る蹴るなど、身体的な不利益を生じさせる対応、心理的虐待（怒鳴る嫌な声掛けを

する、など心理的な不利益を生じさせる対応)、性的虐待(体を触る、性的な行動をする、など性的な不利益を生じさせる対応)、経済的虐待(金銭の搾取等、経済的不利益を生じさせる対応)、ネグレクト(必要な援助を行わない、放置するなど、支援の不利益を生じさせる対応)である。

本研究においては、こうした明らかな虐待を起さず、事前に予防し得る方法や適切な対応を生み出せる効果的な研修プログラムの開発が目的となっている。このため、研究の方法としては、明らかな虐待に至る前段階に存在する「不適切な対応」に着目することが有効であると考え。「不適切な対応」とは、障害者虐待防止法における虐待認定では、明らかな虐待と認定されることは多くないが、障害のある本人に対しては、少なくとも何らかの不利益を生じさせる対応であり、広い意味で虐待と考えるべき対応であると捉える。

2) 現在の福祉支援における「不適切対応」の事例分析

表1 不適切対応の内容分類

No	不適切対応の内容分類	件数
1	【大きな声で、威圧的な言い方をする】	17
2	【身体拘束・押さえつける】	5
3	【手をもって～させる・力で制止する】	5
4	【呼称の問題・ちゃんづけで呼ぶ】	7
5	【誘導・手首をもって誘導する】	5
6	【本人の嫌なことなど、プライバシーを守らない】	5
7	【交換条件を出して、～をやらせる】	5
8	【クールダウンのために別の部屋へ誘導する】	3
9	【異性介護、同性介助の問題】	1
10	【ごまかして、～をやらせる】	3
11	【食事の介助での不適切な対応】	4
12	【適切な配慮が不足した対応をしていること】	9
13	【感覚過敏への適切な対応が不足していること】	1
14	【本人の意思決定支援が不足した対応・本人の意思を無視した対応】	12
15	【その他の不適切と考える対応】	20
	認知症対象者の不適切事例(今回、分析対象外とした)	22
	合計	124

3) 「不適切対応」が起こった対象利用者の障害特性、場面等の特徴

さらに、不適切対応の事例について、対応の分類別に、利用者の特性、支援場面、何が不適切であったか、事業所としてはどう考えるか(困りごと・悩みごとなど)の自由記述を分析し

例分析

本研究では、研究を進めるにあたり、現在、どのような「不適切対応」が課題となっているかについて検討することから着手することとした。

ここでは、社会福祉法人Aの約80事業所から得られた124事例について、対応行動の特徴から表1のように分類した。22事例は認知症のみの対象者であったため分析対象から外し、102事例を分析した。それぞれの件数から特徴的な事例を抽出し表2～表16に示した。なお、事例の抽出にあたって定義した「不適切対応」とは、「事業所あるいは支援者が自ら行ってる通常の支援の中で、『障害者本人に対し何らかの不利益を引きおこしている対応。これらの対応を放置することで大きな虐待対応につながると考える対応』とし、不適切であるとの判断は事業所あるいは支援者の見方考え方に任せた。

た。表2～表16までに、それぞれの分類ごとに代表的な事例を抽出して示した。

不適切対応の対象者となった利用者の障害特性は、今回の調査では「知的障害・発達障害」のある利用者であることが多かった。虐待事例の対象者として指摘されてきている「強度行動

障害のある利用者」への支援困難な対応事例に関する記述は少なかった。

今回の調査の際には、明らかな虐待事例は速やかに虐待防止委員会や管理監督者に報告や通報を行うべきであることを前提にしており、それ以外の虐待が疑われる不適切な事例を自ら掘り起こすことを目的として、事例抽出をしたため、比較的今まで顕在化していなかった種類の不適切な事例が集められたから、と考えられる。以下、対応の傾向を分析した。

4) 【大きな声で、威圧的な言い方をする】事例から見た不適切対応事例の特徴

5) 【身体拘束・押さえつける】事例から見た不適切対応事例の特徴

6) 【手をもって～させる・力で制止する】事例から見た不適切対応事例の特徴

7) 【呼称の問題・ちゃんづけで呼ぶ】事例から見た不適切対応事例の特徴

8) 【誘導・手首をもって誘導する】事例から見た不適切対応事例の特徴

9) 【本人の嫌なことなど、プライバシーを守らない】事例から見た不適切対応事例の特徴

10) 【交換条件を出して、～をやらせる】事例から見た不適切対応事例の特徴

11) 【クールダウンのために別の部屋へ誘導する】【異性介護、同性介助の問題】【ごまかして、～をやらせる】【食事の介助での不適切な対応】事例から見た不適切対応事例の特徴

12) 【適切な配慮が不足した対応をしていること】【感覚過敏への適切な対応が不足していること】事例

13) 【本人の意思決定支援が不足した対応・本人の意思を無視した対応】事例から見た不適切対応事例の特徴

14) 【その他の不適切と考える対応】の中にある多様な不適切対応事例の特徴

D. 考察

虐待の定義は、身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待、ネグレクトとして明らかな虐待事例を取り上げることが多い。

しかし、本研究においては、こうした明らかな虐待を起さず、事前に予防し得る方法や適切

な対応を生み出せる効果的な研修プログラムの開発が目的となっており、むしろ、明らかな虐待に至る前段階に存在する「不適切な対応」に着目することが有効であると考えた。「不適切な対応」とは、障害者虐待防止法における虐待認定では、明らかな虐待と認定されることは多くないが、障害のある本人に対しては、少なくとも何らかの不利益を生じさせる対応であり、広い意味で虐待と考えるべき対応であると捉える。

抽出された102事例を分析した結果、「手を引っ張る(身体的虐待)」「交換条件を出してやらせる(心理的虐待)」等の明らかな虐待事例に加えて、実践現場では「やるべき適切な対応が不足していた(ネグレクト)」「本人の意思に反した支援を行った(意思決定支援の欠如)」等が虐待を起ささないために改善すべき事例として課題となっていることが明らかになった。

E. 結論

本研究班では、障害者虐待防止のために効果的な研修プログラム及び研修実施マニュアルパッケージの開発を行うことなどを目的とし、研修プログラムの効果測定と新たな視覚教材・実施方法の開発などを目指している。我が国の社会福祉法人Aが運営する障害者事業所から得られた「虐待事例あるいは不適切事例」を分析し、虐待を未然に防ぐために、また、潜在的な不適切対応を早期に気づき改善するために研修で取り上げるべき事例を分析し今後の課題を検討した。その結果、「手を引っ張る(身体的虐待)」「交換条件を出してやらせる(心理的虐待)」等の明らかな虐待事例に加えて、実践現場では「やるべき適切な対応が不足していた(ネグレクト)」「本人の意思に反した支援を行った(意思決定支援の欠如)」等が虐待を起ささないために改善すべき事例として課題となっていることが明らかになった。今後、効果的な研修プログラムを検討するうえで重要な視点を得ることができた。

F. 健康危険情報
なし

G．研究発表

1. 論文発表
なし

2. 学会発表
なし

H．知的財産権の出願・登録状況
(予定を含む。)

1. 特許取得
特になし

2. 実用新案登録
特になし

3. その他
特になし

研究成果の刊行に関する一覧表
なし